

評議員の報酬に関する諸規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めているものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 5,157 円を支給する。ただし、毎年第2回評議員会 開催時に「会社役員賠償責任保険」個人負担分を加算して支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。